



運用状況の確認、見直し、受け取り方

運用状況はいつでも確認できる

確定拠出年金の運用がスタートすると、毎月自動的に掛金が引き落とされ、積み立てが始まります。給与天引きの場合は、給与振り込み時点で引き去り済みですし、自身の銀行口座からの引き落としを選択していた場合は、26日が毎月の引き落とし日となっています。

掛金の拠出状況や資産の運用状況について、いつでも確認をすることができます。iDeCoの大きな特徴です。口座開設が完了すると運営管理機関からIDとパスワードを提供されるのですが、これを利用してインターネットでアクセスすると、WEB画面で自分の残高等が自動的に更新されて表示される仕組みとなっています。パソコンからのアクセスはもちろん、スマートフォンやタブレットからのアクセスにも

対応していますので、一度アクセスして、IDやパスワードを端末側に記憶させておくと、次のログインが簡単になり便利です（もちろん、セキュリティ管理のため、端末のパスワード設定は忘れなく！）。

なお、確定拠出年金の運用は投資信託が中心となっており、投資信託は毎日1回時価（基準価額という）を更新しているため、確定拠出年金の資産残高は毎日1回更新されていることとなります。

運営管理機関のホームページは、iDeCoの運用状況だけでなく、個別の投資信託の運用レポートが掲載されていたり、諸手続き案内やシミュレーションなども用意されているので、いろいろチェックしてみるといいでしょう。

運用方法の見直しは2つのやりかたで行う

iDeCoの運用状況を確認のうえ、運



山崎 俊輔

フィナンシャル・ウイズダム代表

【やまさき・しゅんすけ】

企業年金研究所、FP総研を経て独立。商工会議所年金教育センター主任研究員、企業年金連合会調査役DC担当などを歴任。退職金・企業年金制度と投資教育が専門。著書に『誰でもできる確定拠出年金投資術』（2016年、ポプラ社）『20代から読んでおきたい「お金のトリセツ」!』（2015年、日本経済新聞出版社）等がある。

用方法を変更したいと考えた場合、見直し方法は2種類あります。掛金の配分指定変更と、資産残高に対するスイッチング（売買）です【図表1】。iDeCoは2つの見直しを上手に組み合わせることがポイントになります。

■配分指定変更

毎月定期的に拠出する掛金について、どのような運用方法に、どのくらい掛金を配分するのか指定するのが配分指定変更です（法律用語ではないので各社によって呼び方が異なる場合があります）。掛金額を変更しても端数が出ないよう、「%」で指定するのが一般的です。例えば

「A銀行定期預金…30%」

「B投信…30%」

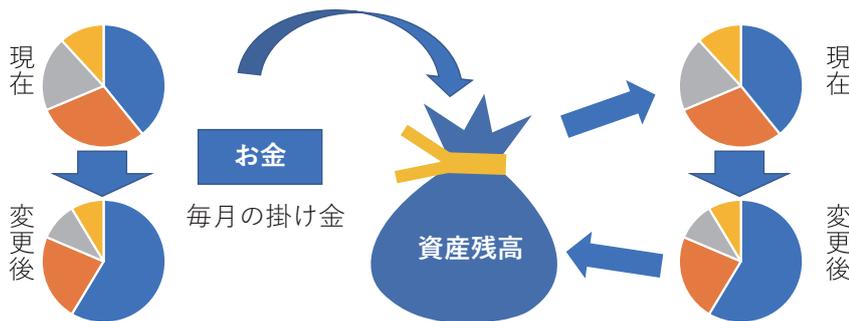
「C投信…40%」

のように指定していた場合、掛金額が1万2000円の人は「3600円、360

【図表1】iDeCoの運用指図は2種類ある

毎月の掛金についての指示
(配分指定変更)

- ・加入申し込み時に毎月の掛金で購入する運用商品の種類や本数、割合を決定し提出する。
- ・指定日までに変更指示をすると定期的な掛金入金時の購入商品を変更できる(変更しなくてもいい)。

すでにある資産の売買の指示
(スイッチング)

- ・すでにある資産の売買を行う場合は、コールセンターもしくはWEB経由で行う(オンライントレードのイメージ)。
- ・必ず「売る」と「買う」をセットで行うことになる。

0円、4800円」と配分されて購入することになりますし、掛金額を1万円に引き下げた場合でも、自動的に「3000円、3000円、4000円」と配分されて購入される仕組みです。

また、新規に購入する掛金の購入方法を指定するという仕組み上、「売買」ではなく「買う」ほうの指定だけを行うのも、配分指定変更の特徴です。

配分指定変更を行うことは、次回からの掛金での運用指図を見直すということです。「〇日までの配分指定変更が来月から反映されます」というように各社によって締め日は異なりますが、反映は月1回なので、毎日のように配分指定変更をしても意味がありませんので注意してください。

配分指定変更の変更は、次回からの掛金について運用方法を見直すということですから、すでに保有している資産残高には影響を与えません。もし、資産残高に占める投資割合を見直したい場合は次に説明するスイッチングを行います。

言い換えれば、「今まで積み立ててきた資産についてはそのまま、来月からはもう少しだけ投資にチャレンジしてみたい」というようなケースでは配分指定変更を行うことで、その目的が果たせることになります。

■スイッチング

すでに積み上がっている資産残高に対して一部ないし全部の金融商品について売却の指定を行い、別の運用商品を選択し購入の指定を行うことをスイッチングといいます(法律用語ではないので各社によって呼び方が異なる場合もあります)。

資産運用のイメージとして「売買」という感覚がありますが、スイッチングは必ず「売る商品」と「買う商品」が対になり、売買を行うこととなります。

一般的な流れとしては、すでに保有して

いる金融商品を指定し、売却する数量を指定します。全部を手放す必要はないので、部分的な売却を指示してもかまいません。

スイッチングのイメージとしては

「A定期預金を毎月5000円、24カ月積み立ててきたが、そのうち6カ月分解約するので、その資金(利息含む)を全額B投資信託の購入にあてる」

とか

「B投資信託を100万円相当保有しているが、口数の30%分解約するので、その資金をもってC投資信託を購入する」

というように売買の指示が行われます。

スイッチングは毎日1回注文がとりまとめられ、売買が行われます。株式投資のイメージであるような、リアルタイムの売買ではありません。もともと投資信託の価格は1日に1回しか見直されない仕組みなので、運用の選択肢として投資信託が用意されているiDeCoでは、スイッチングの注文が実行されるのも1日に1回ということになるわけです。

金融機関によりますが「〇時までのスイッチングが翌日反映されます」のように、注文を締め切る時間が設定されています。締め切り時間までなら、当日中のキャンセルを行うことも可能です。

また、これはちよつと細かい話ですが、実際に売却が行われるのが翌日以降で、その資金をもって次の商品を購入するタイミングは、さらに3〜5営業日かかります。



これはつまり、今日明日の細かい価格変動で売り買いをして儲けようとしてもうまくいかない、ということ。

長い目で見れば右肩上がりです。上昇する株価があったとしても、1日刻みで見れば200円上がって150円下がる、というような小刻みな動きの繰り返しをするのが実際の値動きです。株価が0・5%くらい値上がりしたからと急いで売ろうとしたところ、次の日の株価は値下がりしていて、結果として利益を得るところか損失を出す、ということになっては意味がないわけです。

運用見直しの基本的な方法はこれから説明しますが、数秒から数分で株を売買するデイトレーダーのような売買はiDeCoでは行えないことは覚えておきましょう。

■運用見直しの基本的な考え方

前回（『ALPS』131号／2017年10月号）、どれくらい投資をするかの割合をしっかりと検討すること、短期的な値下がりや焦って売ってはいけないこと、を解説しましたが、運用の見直しについてどう考えればいいのか、という点について。

まず、運用の見直しは、日々の株価変動や為替の動向に焦って行う必要はありません。年に1回くらいの見直しで十分だと思います。iDeCoでは、年に1回は必ず運用レポートが郵送で届きます。運用状況がWEBでいつでもチェックできるといっても、毎日チェックし、毎日売買をする必要

もしものときは 全額遺族に支給される

確定拠出年金の資産は60歳まで原則として受け取れませんが、個人に帰属する財産ですから、2つのケースでは60歳未満であっても受け取ることができます。それが「障害給付」と「遺族一時金」です。

【障害給付】

公的年金の障害年金受給者（障害基礎年金1級、2級等一定の状態にあると認められる者）については、60歳未満であっても、iDeCoの資産について受け取りをすることができます。年金および一時金の受け取り方法を選択することが可能です。

【遺族一時金】

iDeCoの資産を残したまま、加入者（受給者）が亡くなった場合には、その資産はすべて支給対象となります。掛け捨てになることはありません。

相続対象を本人が指定することもできますが、特に指定がない場合、法律にもとづいて配偶者（事実上の婚姻状態にある者を含む）や子、父母、孫、祖父母および兄弟姉妹が相続対象になります（順位は生計維持関係などを判断する）。

受け取った場合、みなし相続財産として課税対象となります（法定相続人1人あたり500万円まで非課税）。

なお、遺族年金はありません。

はないのです。

このとき、考えるのは「目標とする投資比率そのものを変更する必要があるか」と「現在の投資比率は目標とどれくらいズレているか」の2点です。

「目標とする投資比率そのものを変更する必要があるか」

前回も「自分の資産の何割くらいを投資するかしっかりと決定する」という話をしてきましたが、その投資割合そのものを変更するかどうかを考えてみます。一般に、iDeCoの投資割合を高める理由と投資割合を引き下げる理由は以下のとおりです。

【投資割合を高めてもいい理由】

- ・投資経験や理解度が高まり投資意欲が向上した。
- ・手元の預貯金等の資産が増加し、資産全体での投資割合が下がっている。

健康上の不安や雇用の不安が下がっている（年収が増えている）。

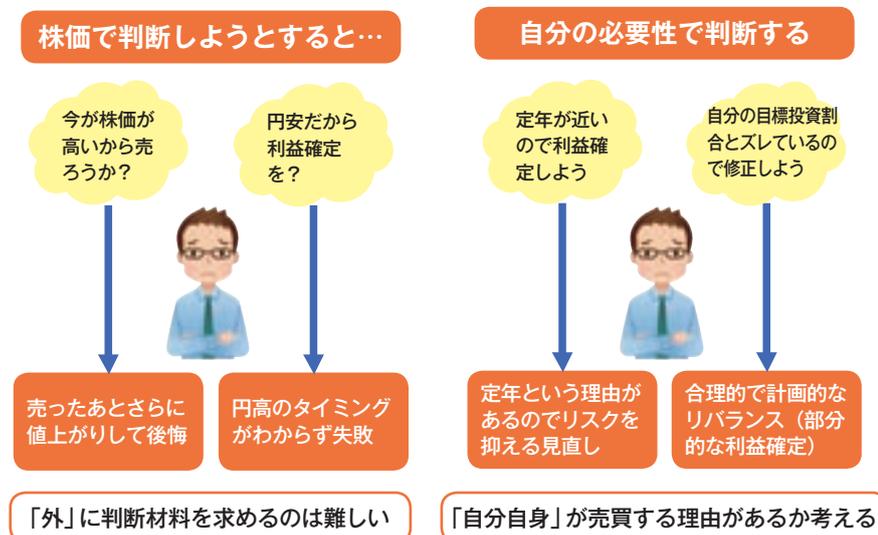
【投資割合を引き下げる理由】

- ・定年退職が近づいてきたので大きな価格変動を回避したい。
- ・自分ないし家族の健康上の不安が高まっており、心理的に投資を行う余裕がない。
- ・子の進学や住宅購入に伴い、手元の定期預金をたくさん解約したので資産全体での投資割合が高くなってしまっている。

など

この場合、目標とする投資割合を現状の目標からどれくらい変更するか考え、それに合わせた、配分指定変更とスイッチングを行います。先に説明したとおり配分指定変更により毎月の掛金の投資割合を指定、スイッチングによりすでに保有している資産残高の投資割合を変更することができます。配分指定変更のみを行い、現状の資産運

【図表2】運用の見直しは「株価」ではなく
「自分」に判断理由を求める



用についてはこのまま継続し、毎月の掛金のみ投資割合を変更し、徐々に投資割合を修正してもかまいません。

「現在の投資比率は目標とどれくらいズレているか」

次に考えてみたいのは運用レポートをチエックしてみたとき、現在の投資比率が当初設定した目標の投資比率とどれくらいズレているか、というものです。

仮に投資信託と定期預金の保有割合を5..

5に設定した人がいるとします。毎月の掛金では5・5で掛金が配分されているわけですが、株価は日々変動しますし、定期預金の満期には利息も振り込まれますので、常に5・5のまま比率が維持されることはありません。簡単にいえば、株価が下がっている時期は投資信託の割合が下がりますし、株価が値上がりしている時期は投資信託の割合が高まります(その分、定期預金の割合が上がったり下がったりする)。

もともとの投資割合は、値上がりや値下りの可能性を勘案したうえで決定しており、長期的に目指している利回りを目指すために必要な投資割合です。だとすれば、ズレが生じているということは、値上がり値下りの可能性も、利回り確保の可能性もズレているということです。

そこで、「現状の投資比率」を「目標の投資比率」に戻す、というのがこちらの運用見直しのねらいです。

先ほど紹介した5・5の目標があったとき、運用レポートを見てみたところ、株価が上昇して60万円の投資信託と40万円の定期預金になっていたとします。つまり比率は6・4になっています。一見すると「株価が上昇して20万円も儲かっている。もっと値上がりするまでこのままにしておきたい」というのが正しいように思えますが、見方を変えれば「値下がりする可能性を勘案して5・5の目標割合を設定したにもかかわらず、安全資産の1・5倍も多く投資資金

が積み上がっている」ともいえるわけです。

そこで、投資信託60万円のうち10万円分を売却、定期預金に振り替えることで、50万円の投資信託と50万円の定期預金に変更します。これで5・5の割合に戻ったことになるわけです。

見直しの手続きとしてはスイッチングで行います。毎月の掛金については変更をしなくても、もともとの投資割合を継続することができからです。

この運用方法の見直しの特徴的なところは「全額売ってしまう(買う)」というような投資のイメージとはちよつと異なる「一部売る(買う)」という方法で見直しが行われるということです。

プロの年金運用も実は「全額売り!」「全額買い!」ではなく、目標とする運用割合とのズレをチェックしながら部分的な売り買いを繰り返すことで利益を積み重ねています。批判が多いように見える国の年金運用も実は、この方法で2001年以降、58・5兆円もの利益を上げているほどです。

最初は部分的に売る(買う)ことは慣れないかもしれませんが、長い目で見ると、値上がり時には上手に利益確定をしつつ投資も継続していくことになり、値下がり時には上手に値下がりした投資対象を追加購入し将来の利益を得る準備をしたことになります。「リバランス」という方法で検索してみると、より具体的な手続きも紹介されていますのでぜひ参考に見てみてください。

【図表3】 iDeCo の受け取り方は自由度が高い

受け取り年齢	受け取り方法	受け取り年数
60歳～70歳	全額年金受け取り 全額一時金受け取り 年金と一時金受け取りの組み合わせ	5～20年の有期 終身年金
※加入年数が10年未満の場合、加入期間に応じて受け取り開始年齢は61歳～65歳になる。 ※70歳までに受け始めないと、強制的に受け取りをすることになる。	※自由に指定できる場合と25%単位で指定する必要があるが、組み合わせで受け取ることができる。	※終身年金受け取りができる生命保険商品を購入することで、終身受け取りが可能。

個人のライフプランに応じた受け取り方法が選択できる

「株価に売買理由を求めず」「自分の内」に理由を求めること」

さて、この運用の見直しは、「株価が高いか」「今後値下がりするか」というような観点で行うものではありません。

運用の見直しといえば「今が儲かっているピークで売るべきかどうか」「今は値下がり」の底で投資をするチャンスかどうかを判断するものだと考えている人が多いと思いますが、実は運用の見直しは株価や為替に理由を求めてはいけません。

もし売却する理由を求めるなら、それは「自分の運用計画と照らし合わせて判断する」ように基準を置いてほしいと思います。

仮に「今の景気はピークだから定期預金に全額振り替える」という判断を行うとしても、それはあくまで「定年間近でここから値下がりをする事態は避けたいので、投資割合の目標を大幅に引き下げ」、そのため投資資金を全額定期預金に振り替える」という理由があつて行われるものなわけでは

自分自身に理由を求めることは、先行きを読むことが難しい株価に踊らされず投資を続けていくためにも重要です。ぜひ参考にしてみてください。

iDeCoのお金の受け取り方

最後に解説したいテーマは「iDeCoのお金の受け取り方」です。原則として60歳まで解約ができなかったiDeCoのお金は60歳以降受け取り手続きができます。

iDeCoの受け取り方にはかなり自由度が高く、人生の多様化が進む時代に、個人のライフプランに応じたデザインを可能としているのが大きな特徴です。

「受け取り開始年齢」

まず、「受け取り開始年齢」です。60歳から受け取れる、といっても、60歳で手続きをしなくてもかまいません。65歳まで継続雇用で働いているので、受け取り開始は65歳にしたいと考えるなら、65歳になってから裁定請求書類を提出すればいいのです。63歳まで継続雇用をして63歳からiDeCo

をもらう、というようなこともできます。ただし、70歳までには受け取り開始を行わなければならない。これは実際の受け取りを行わず非課税メリットだけを享受すること（つまり相続財産を非課税運用で殖やすような事態）を避けるための措置です。

なお、加入年数が10年に満たなかった場合、加入年数に応じて60歳ではなく61～65歳から受け取ることができません。

「年金と一時金の組み合わせ」

また、年金と一時金の組み合わせもできます。iDeCoの資産については年金で受け取ることが期待されているものの、個人の事情によってはリタイア時にまとまった資金を必要とすることもありますが、一部ないし全部を一時金でもらえるようになっていきます。

全額を一時金で受け取ることもできますし、任意の金額（ないし割合）を指定して一時金と年金を組み合わせることもできます。金融機関によってはわかりやすいように「年金100%、年金75%＋一時金25%、年金50%＋一時金50%、年金25%＋一時金75%、一時金100%」のように選択肢を5つにしていることもあります。

一時金については、一括で指定された銀行等に振り込んでもらうこととなります。

年金についてはさらに、「受け取り期間」「1年ごとの受け取り回数」を指定することができます。受け取り期間については5年、10年、15年、20年のいずれかを指定するの

【図表4】iDeCoの受け取り方によって
税金の取り扱いが異なる

一時金
受け取り

退職所得控除の適用対象

勤続期間に応じて非課税枠が決まり（勤続20年まで年40万円。以降は年70万円が非課税枠）、会社から受け取る退職金と合算して非課税枠内なら無税。超えた場合は2分の1だけ課税対象となる。

年金
受け取り

公的年金等控除の対象

公的年金額と合算して、控除額を計算、超過した課税所得分のみが課税対象となる。ただし、課税所得は社会保険料等にも反映されるので、負担がさらに重くなる可能性もある。

が一般的です。金融機関によっては5〜20のあいだの好きな年数を（例えば8年や13年など）自由に指定できるところもあります。毎年の受け取り回数についても、年1回、2回、3回、4回、6回を選択できます。年1回ないし2回を選択し、現役時代のポーンナス感覚でiDeCoを取り崩すこともできれば、公的年金のように年6回の振り込みをしてもいい公的年金の不足を穴埋めするような使い方もできる、というわけです。詳細は金融機関ごとに異なりますので確認をしてください。

ところで、国の年金制度ですから、終身年金としてもらうことはできないのか、と思う人もいるでしょう。iDeCoにおいては死ぬまで何十年でも受け続けることのできる終身年金を国が保障するのではなく、民間の終身年金保険をiDeCoの中で購

入し、終身年金の権利を得ることができるようになっています。ただし、終身年金に対応した保険商品が運用の選択肢にない場合、終身年金も選択できないこととなります。これは各社の取り扱いにより異なります。

【税制上の取り扱い】

最後に税制上の取り扱いです。iDeCoについては積立時に非課税扱いであったため、受け取り時にのみ課税が行われます。このとき年金受け取りか、一時金受け取りかで取り扱いが異なります【図表4】。

まず「一時金」受け取りの場合、退職金と同等にみなし退職所得控除の適用を受けます。退職所得控除は勤続年数に応じて非課税枠が増える仕組みですが、iDeCoでは掛金を積み立てた期間、運用のみを行っていた期間を勤続年数に置き換えて非課税枠が計算されます。

仮に40年拠出をしていた場合、2200万円まで非課税枠が増えますので、かなり大きな優遇税制枠です。ただし、会社から退職金を受け取り、iDeCoからも一時金を受け取った場合は、退職所得控除枠はひとつの枠を分け合うことになり、超過した分について課税対象となります。この場合も実際の課税対象となるのは超過分の2分の1でよいとされているので、実際に負担する税金額は少額で済むようになっていきます。次に「年金」受け取りの場合です。iDeCoの資産を年金払いで受け取る場合、これ

は国の公的年金収入に準じる形で公的年金等控除の対象となります。国の年金収入とiDeCoの年金収入を合計し、公的年金等控除を引いたあとの所得が課税対象となり、所得税や住民税を納付することになります。

iDeCoについては、一定額を予め年金振り込み時点で源泉徴収し、納め過ぎた額があれば確定申告を通じて還付申請をするようになっています。

年金受け取りをすると所得扱いとなるため、健康保険料や介護保険料の計算にも影響を与えたり、バスや鉄道のシルバークラスなどの発行にも影響を及ぼすことがあります。そのため、年金受け取りを検討する場合には不明な点についてあらかじめ確認しておくといいたいです。

現行法制では、退職所得控除の非課税枠が強力な一方、公的年金と合算して年金受け取りをすると課税される可能性のほうが高いことは事実です。実際、厚生労働省の調査によれば90%以上のケースでは一時金受け取りをしているとされます。じっくり受け取り方法を検討してみてください。

ここまで、iDeCoの活用について紹介してきました。自分の老後のためにがんばった人ほど節税が実現し、その分さらに老後の豊かさにつながるというのは、とてもユニークな制度です。ぜひ老後の豊かさを実現するために、iDeCoの活用を検討してみてください。